

条例	3件
予算	2件
単行議案	0件
計	5件

令和5年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案概要

(令和5年2月22日)

議案番号	案 件	主管課	説 明
第4号	鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	事務局 総務課	<p>(制定理由)</p> <p>地方公共団体における個人情報保護制度は、各団体が独自に定める条例にのっとり運用されているが、本年4月1日以後は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、全国的な共通ルールにのっとり運用されることとなることに伴い、現在の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な事項を定めることとするため、制定しようとするもの。</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ所定の事項を管理者に届け出なければならないこととするとともに、当該届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならないこととする。</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止により届出のあった事項を一般の閲覧に供しななければならないこととする。</p> <p>(3) 個人情報取扱事務に係る届出を要しない個人情報について定めることとする。</p>

		<p>(4) 住民サービスの向上並びにデジタル化の進展状況を考慮し、本組合における公文書の公開の方法を見直し、光ディスク（CD-R 又は DVD-R。以下同じ。）に保存して交付する方法等を新たに導入するため、必要な事項について定めるもの。</p> <p>① 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の種別に応じた開示の方法について定めることとする。また、紙文書の写しの交付について、用紙に複写したものを交付することに加え、紙文書をスキャナで読み取ったものを光ディスクに保存したものを交付することができることとする。</p> <p>② 電磁的記録（録音テープ及びビデオテープ等を除く。）の開示方法について、ディスプレイ等の出力機器による閲覧による開示に加え、用紙に出力することができるものについては用紙に出力したもの、光ディスクに保存できるものは光ディスクに保存したものを交付することができることとする。</p> <p>(5) (4)の見直しに伴い、従前は公文書の写しの交付に係る費用を実費として徴収していた取扱いを、手数料として徴収することとし、法第89条第2項の規定により開示請求する者（以下「開示請求者」という。）が納めなければならない手数料の額について定めることとする。</p> <p>(6) 保有個人情報の写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とすることとする。</p> <p>(7) 開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者に経済的困難等の特別な理由があると認めるときは、写しの交付に係る手数料又は送付に係る費用（以下「手数料等」という。）を減額又は免除することができることとする。</p> <p>(8) 手数料等の納付の時期及び還付に関する事項を定めることとする。</p> <p>(9) 実施機関は、個人情報の適切な取</p>
--	--	---

			<p>扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとする。</p> <p>(10) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例は、廃止することとする。</p> <p>(11) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の廃止に伴い必要となる事項について、経過措置を定めることとする。</p> <p>(施行期日) 令和5年4月1日</p>
第5号	鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	事務局 総務課	<p>(制定理由) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を受け、現行の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例を廃止し、新たに鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、令和5年4月1日から施行することに伴い、関係する条例の規定の改正を行うもの。</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>1 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部改正関係</p> <p>(1) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、引用する規定の整理を行うもの。</p> <p>2 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正関係</p> <p>(1) 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務の整理を行うもの。</p> <p>(2) 審査会は、保有個人情報の開示、不開示、訂正又は利用停止等の事項に係る諮問に応じることとし、その調査審議の手続きについて定めることとする。</p>

			<p>(3) その他所要の改正を行うこととする。</p> <p>3 鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の一部改正関係</p> <p>(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による審査請求人等の求めによる提出書面の写しの閲覧又は交付に係る手数料の額について定めることとする。</p> <p>(2) 死者に関する情報の開示の事務に係る手数料の額について定めることとする。</p> <p>4 審査会の委員の委嘱及び任期並びにこの条例による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問に関する経過措置を定めることとする。</p> <p>(施行期日) 令和5年4月1日</p>
第6号	鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 総務課	<p>(改正理由) 住民サービスの向上並びにデジタル化の進展状況を考慮し、本組合における公文書の公開の方法と費用負担のあり方を見直し、光ディスクに保存して交付する方法を新たに導入するとともに、従前は公文書の写しの交付に係る費用を実費として徴収していた取扱いを、手数料として徴収することとするほか、所要の改正を行うもの。</p> <p>(改正内容)</p> <p>1 公文書の種別について、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」を「文書、図画及び電磁的記録」に改めることとする。</p> <p>2 電磁的記録の公開方法について、ディスプレイ等の出力機器による閲覧による開示に加え、用紙に出力できるものについては、用紙に出力したものは光ディスクに保存できるものを光ディスクに保存したものを交付することができることとする。</p>

			<p>3 公文書の公開の写しを交付により行う場合の交付部数は、公開請求1件につき1部とすることとする。</p> <p>4 閲覧、聴取又は視聴の方法により行う公文書の公開に係る手数料は、無料とすることとする。</p> <p>5 公文書の種別及び写しの交付の方法に応じた手数料の額を定めることとする。また、紙文書の写しの交付について、用紙に複写したものを交付することに加え、紙文書をスキャナで読み取ったものを光ディスクに保存したものを交付することができることとする。</p> <p>6 手数料及び公文書の写しの送付に要する費用（以下「手数料等」という。）は、公文書の公開を受ける前に納付しなければならないこととする。</p> <p>7 既に納付した手数料等は、還付しないこと及びその例外について定めることとする。</p> <p>（施行期日） 令和5年4月1日</p>
第7号	令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第6回）	事務局 総務課	<p>「令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書」</p> <p>「令和4年度一般会計補正予算（補正第6回）概要」のとおり</p>
第8号	令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算	事務局 総務課	<p>「令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合予算書」</p> <p>「令和5年度一般会計当初予算概要」のとおり</p>



令和4年度一般会計補正予算（補正第6回）概要

鳥取県西部広域行政管理組合

● 対象となる事業

- ・ 浄化場維持・補修事業
- ・ 消防指令機器等維持管理事業

● 令和4年度第6回補正額（繰越明許費の設定） 416万3千円

- ※ 歳入・歳出予算の増減なし
- ※ 市町村負担金の増減なし

1 補正理由

計装設備補修工事（浄化場維持・補修事業）及びデジタル無線設備直流電源装置修繕（消防指令機器等維持管理事業）において、半導体等の不足の影響により物品の納期に大幅な遅れが生じており、年度内に工事等が完了できない見込みとなっているため。

※ 本件工事等の概要

- ・ 計装設備補修工事
米子浄化場の機能を維持するため、消耗・劣化した計装設備（ポンプ等の制御を行うインバータ装置）を交換するもの。
- ・ デジタル無線設備直流電源装置修繕
古峠山無線基地局の機能を維持するため、耐用年数が経過している直流電源装置に搭載された基盤（スイッチングユニット）を交換するもの。

2 繰越明許費の設定内容

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	財源
4 衛生費	2 清掃費	浄化場維持・補修事業 (計装設備補修工事)	2,662	一般財源
5 消防費	1 消防費	消防指令機器等維持管理事業 (デジタル無線設備直流電源装置修繕)	1,501	一般財源
合 計			4,163	



令和5年度 一般会計当初予算 概要

鳥取県西部広域行政管理組合

1 予算編成における基本方針

令和5年度の予算編成方針では、長引くコロナウイルス感染症や国際情勢の不安定化等の影響により先行きが見通せない状況ではあるが、公共施設等総合管理計画、施設個別計画及び消防力等整備5ヵ年計画を踏まえ、施設改修等の取組を推進する一方で、既存事業の必要性や効果を踏まえつつ事業の縮小に取り組み、また事業の財源確保について改めて取り組むことにより、令和5年度の市町村負担金については、49億3220万8千円（以下「基準額」という）を基準として可能な限り低減することとする。

(1) 基準額について

第2次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画（令和4年2月策定）における令和5年度の市町村負担金（各種特別負担金を除く）推計額（48億3792万4千円）から、計画策定後に方針決定・変更された以下の要素を反映して算出した額を基準額（49億3220万8千円）とした。

財政推計における一般財源（市町村負担金）の推計額・・・【A】	4,837,924千円
基準額の算出にあたっての調整額・・・【B】	94,284千円
○ 最終処分場濃縮水処理施設に係る調整額	355,284千円
① 建設費を2か年で貸付けることとしたことによる増額分	509,124千円
② 元利収入（濃縮水処理施設建設費貸付金）による減額分	△102,103千円
③ 建設費借入金利の減額等による最終処分場委託料の減額分	△51,737千円
○ 退職積立基金積立金を積立てないことによる調整額	△245,000千円
○ 旧エコスラグセンター解体設計業務の延伸に伴う調整額	△16,000千円
基準額【A+B】	4,932,208千円

※ 一般廃棄物処理施設用地の取得（1,400,000千円）については、令和6年度へ計画変更されたが、市町村圏計画では全額地方債の充当を想定していたため、基準額の算定には反映されない。

2 歳入歳出予算

- 令和5年度当初予算額 57億9845万4千円
対前年度比 9億506万円（18.5%）増
- 市町村負担金 49億652万5千円
対前年度比 4億5977万7千円（10.3%）増
対基準額比 2568万3千円（0.6%）減

・市町村負担金（特別負担金を除く）

（単位：千円）

市町村名	令和4年度 当初予算 ①	基準額 ②	令和5年度 当初予算 ③	基準額との 比較 ③－②	令和4年度当初 予算との比較 ③－①
米子市	2,560,574	2,850,993	2,796,091	△54,902	235,517
境港市	508,877	538,646	559,532	20,886	50,655
日吉津村	118,819	133,770	136,862	3,092	18,043
大山町	364,002	403,605	397,982	△5,623	33,980
南部町	256,810	291,713	287,259	△4,454	30,449
伯耆町	271,605	309,769	308,403	△1,366	36,798
日南町	153,034	168,130	174,544	6,414	21,510
日野町	107,916	118,427	124,348	5,921	16,432
江府町	105,111	117,155	121,504	4,349	16,393
計	4,446,748	4,932,208	4,906,525	△25,683	459,777

3 主な内容（前年度当初予算との比較）について

(1) 歳入歳出予算

歳入面においては、市町村負担金（459,777千円）、大山消防署庁舎等の大規模改修事業に係る消防債（299,000千円）及び濃縮水処理施設建設費貸付金の元利収入（102,103千円）が増額となった一方で、定年退職者不在（定年引上げ）による退職積立基金繰入金（110,000千円）が減額（皆減）となった。

これに対して歳出面では、濃縮水処理施設建設費貸付金（509,124千円）、大山消防署庁舎等の大規模改修事業費（411,903千円）及び消防車両の更新事業（199,133千円）並びに昨今の国際情勢の影響を受けたことによる光熱水費（ガス・電気）（81,870千円）が増額となった一方で、退職積立基金積立金（245,000千円）が減額（皆減）となった。

この結果、予算規模は、対前年度比で9億506万円（18.5%）の増額となった。

(2) 市町村負担金

昨年度に引き続き市町村負担金の低減に取り組んだ結果、市町村負担金は49億652万5千円となり、基準額に対しては2568万3千円（0.6%）の減額、前年度当初予算に対しては4億5977万7千円（10.3%）の増額となった。

4 新規・拡大事業

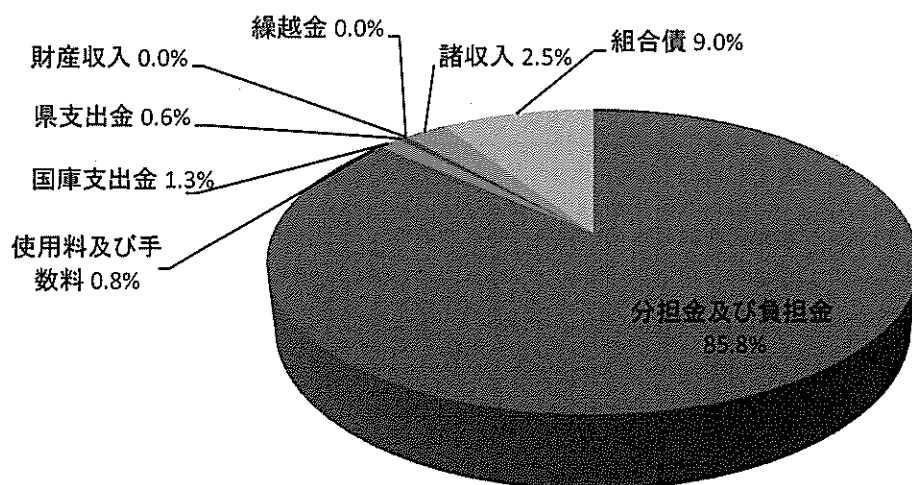
単位：千円）

費目	新規・ 拡大	事業名等	事業費	財源内訳			
				補助金	地方債	その他	市町村 負担金
ごみ処理施設建設費	新規	ごみ処理施設整備概要等検討事業	16,676				16,676
常備消防費	新規	G7広島サミット消防特別警戒事業	2,043	2,043			0
消防施設費	新規	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業	9,841				9,841
	新規	江府消防署移転新築事業（設計）	76,063		51,200		24,863
	新規	消防局庁舎空調改修事業	7,986				7,986
企画調整費	拡大	庁内LAN管理運営事務費（拡大分）	9,627				9,627
最終処分費	拡大	最終処分場委託事業（拡大分）	24,343				24,343
合計			146,579	2,043	51,200		93,336

【歳入】

区 分		令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	差引増減額	
1	分担金及び負担金	4,971,711	4,467,586	504,125	
	市町村負担金	市町村負担金（9市町村）	4,906,525	4,446,748	459,777
	輪番制整備費特別負担金	病院群輪番制病院設備整備費負担金（米子市、境港市）	14,668	14,668	0
	衛生費特別負担金	再生資源分別業務負担金（米子市）	6,360	6,170	190
	消防費特別負担金	消防車両整備費負担金（境港市）	44,158	0	44,158
2	使用料及び手数料	47,404	46,704	700	
	衛生使用料	火葬場使用料、不燃物処理施設使用料、し尿処理施設使用料	33,371	33,445	△74
	消防使用料	消防施設使用料	1,092	607	485
	衛生手数料	清掃手数料	6,863	7,478	△615
	消防手数料	消防手数料、火薬類手数料	6,078	5,174	904
3	国庫支出金	79,143	0	79,143	
	消防費国庫補助金	消防費国庫補助金	79,143	0	79,143
4	県支出金	37,649	34,802	2,847	
	衛生費県補助金	保健衛生費県補助金	30,559	30,559	0
	消防費県補助金	消防費県補助金	7,090	4,243	2,847
5	財産収入	86	12,183	△12,097	
	財産貸付収入	土地建物貸付収入	17	17	0
	利子及び配当金	利子及び配当金	29	33	△4
	不動産売払収入	土地売払収入、建物売払収入	0	11,893	△11,893
	物品売払収入	物品売払収入	40	240	△200
6	繰越金	1	1	0	
	繰越金	前年度繰越金	1	1	0
7	諸収入	140,760	26,618	114,142	
	濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103	0	102,103	
	雑入	要介護状態審査判定料、災害共済金、不適物処分負担金、再生用有価物売払収入、光熱水費使用料、金属等売払収入、私用電話料、高速自動車道救急業務支弁金、宿舍使用料、新型コロナウイルス感染症患者移送協力金、公務災害防止事業経費助成金、複写機使用料	38,657	26,618	12,039
8	組合債	521,700	195,500	326,200	
	消防債	消防債	521,700	195,500	326,200
	繰入金	0	110,000	△110,000	
	退職積立基金繰入金	退職積立基金積立金	0	110,000	△110,000
	合計	5,798,454	4,893,394	905,060	

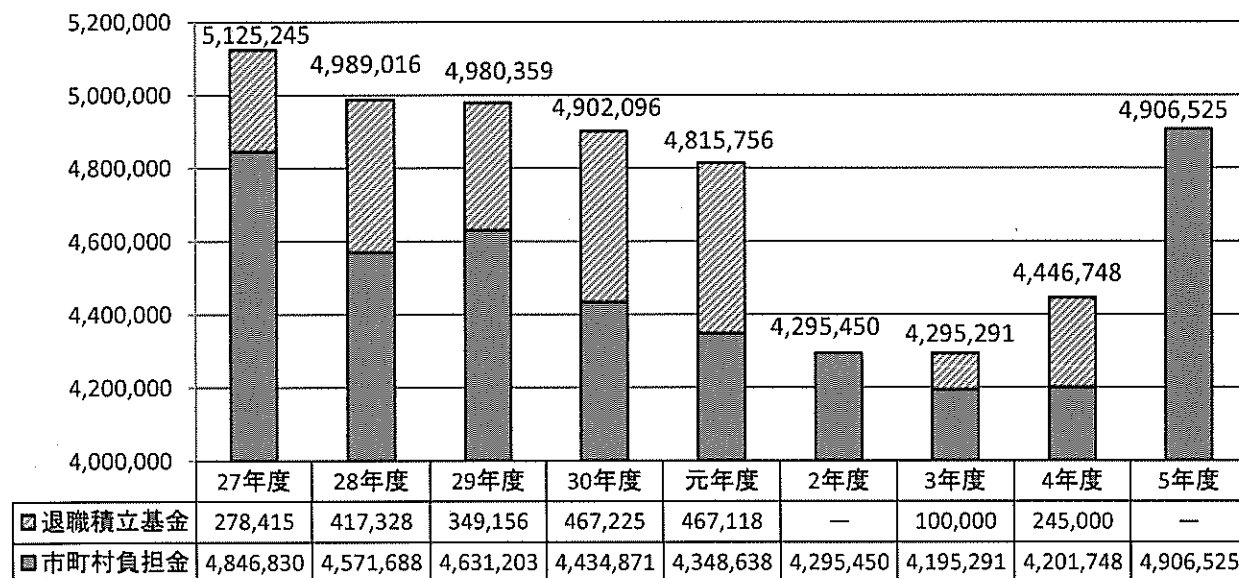
○歳入負担構成割合



歳入予算構成割合

○市町村負担金の推移（特別負担金及び市町村別起債に係る負担金を除く）

（単位：千円）



○歳入の前年度に対する主な増減内容

(単位：千円)

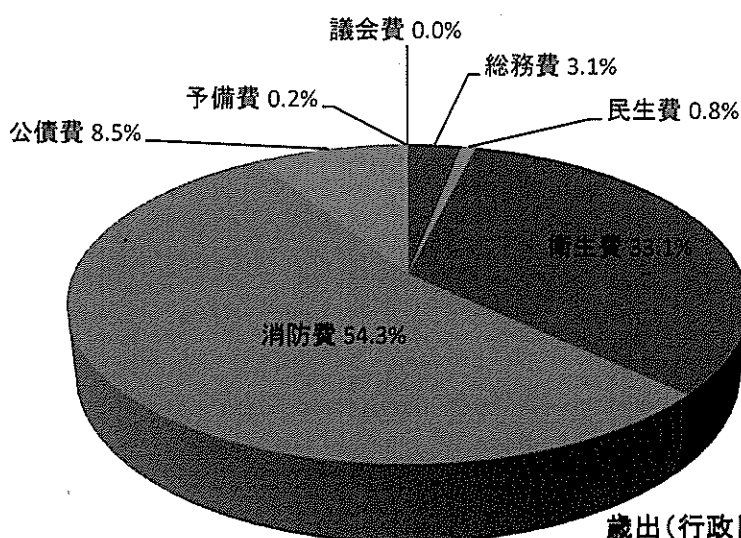
区 分	前年度比	主 な 増 減 内 容	
1 分担金及び負担金			
○市町村負担金	459,777	市町村負担金の増額	459,777
3 国庫支出金			
○消防費国庫補助金	79,143	防衛施設周辺消防施設整備事業補助金（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）	75,160
		G7広島サミット消防救急体制整備費補助金	3,983
4 県支出金			
○消防費県補助金	2,847	火薬類消費許可申請の増による火薬類等事務交付金の増額	2,847
5 財産収入			
○土地売払収入	△1,190	事業終了による皆減（R4 白浜浄化場分）	△1,190
○建物売払収入	△10,703	事業終了による皆減（R4 白浜浄化場分）	△10,703
7 諸収入			
○濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103	元利収入（濃縮水処理施設建設費貸付金）	102,103
○雑入	12,039	単価の上昇による再生用有価物売払収入の増額	12,039
8 組合債			
○消防債	326,200	大規模改修事業の対象箇所増加に伴う増額（大山消防署、南部出張所、江府消防署）	299,000
		消防車両更新事業（補助事業）による増額	89,000
		事業終了による減額（消防局古峠山多重無線装置更新事業）	△61,800
繰入金			
○退職積立基金繰入金	△110,000	定年退職者なしによる皆減	△110,000

【歳出】

(行政目的別)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	差引増減額
1 議 会 費	議会運営事業ほか	1,221	1,162	59
2 総 務 費		181,391	182,757	△1,366
一般管理費	一般管理事務費ほか	105,454	108,948	△3,494
企画調整費	企画調整事務費ほか	40,221	30,668	9,553
施設管理費	環境企画室事務費ほか	35,716	43,141	△7,425
3 民 生 費		44,904	47,922	△3,018
介護認定審査会費	介護認定審査会運営事業ほか	36,968	40,166	△3,198
障害認定審査会費	障害認定審査会運営事業ほか	7,936	7,756	180
4 衛 生 費		1,920,792	1,267,635	653,157
保健衛生総務費	病院群輪番制病院助成事業	76,743	76,743	0
火葬場費	火葬場運営事業ほか	97,927	85,465	12,462
不燃物処理費	不燃物処理施設運転事業ほか	444,106	455,865	△11,759
最終処分費	最終処分場委託事業ほか	992,270	389,709	602,561
ごみ処理施設建設費	ごみ処理施設用地取得事業ほか	65,169	60,144	5,025
米子浄化場処理費	浄化場運転事業ほか	244,577	199,709	44,868
5 消 防 費		3,149,628	2,926,960	222,668
常備消防費	警防活動事業ほか	2,340,197	2,658,081	△317,884
消防施設費	大山消防署庁舎大規模改修事業ほか	809,431	268,879	540,552
6 公 債 費		490,518	456,958	33,560
元 金	起債償還元金	485,914	451,375	34,539
利 子	起債償還利子ほか	4,604	5,583	△979
7 予 備 費	予備費	10,000	10,000	0
合 計		5,798,454	4,893,394	905,060



○歳出の前年度に対する主な増減内容

(行政目的別)

(単位：千円)

区 分	主 な 事 業 名	前年度比	内 容
2 総務費			
一般管理費		△3,494	
	一般管理費人件費	2,230	人事異動による給料等の増額ほか
	職員福利厚生事業	2,338	会計年度短期任用職員1名増による報酬等の増額ほか
	退職積立基金積立金	△8,137	退職積立基金積立金の皆減
企画調整費		9,553	
	企画調整費人件費	1,454	人事異動及び改定による給料等の増額ほか
	庁内LAN管理運営事務費	9,627	事務系・指令系ネットワークの分離に係る委託料等の増額
	退職積立基金積立金	△1,470	退職積立基金積立金の皆減
施設管理費		△7,425	
	施設管理費人件費	11,200	人事異動による給料等の増額ほか
	退職積立基金積立金	△2,230	退職積立基金積立金の皆減
	旧灰溶融施設管理事業	△1,771	管理内容の見直しによる場内管理委託料の減額ほか
	(旧老人福祉施設管理事業)	△2,265	事業終了により皆減
	(旧し尿処理施設民間譲渡事業)	△11,893	事業終了により皆減
3 民生費			
介護認定審査会費		△3,198	
	介護認定審査会費人件費	△3,178	人事異動による給料等の減額ほか
4 衛生費			
火葬場費		12,462	
	火葬場運営事業	10,522	LPガス・電気料金の価格高騰による光熱水費の増額ほか
	火葬場維持・補修事業	1,940	修繕見込みによる修繕料・工事請負費の増額
不燃物処理費		△11,759	
	不燃物処理施設運転事業	24,190	LPガス・電気料金の価格高騰による光熱水費の増額ほか
	不燃物処理施設維持・補修事業	△34,741	修繕見込みによる修繕料・工事請負費の減額

(行政目的別)

(単位：千円)

区 分	主 な 事 業 名	前年度比	内 容
	不燃物残さ外部処理事業	3,025	搬出量見込み増による委託料の増額ほか
	退職積立基金積立金	△5,194	退職積立基金積立金の皆減
最終処分費		602,561	
	最終処分場委託事業	602,729	濃縮水処理施設建設に係る貸付金の増額ほか
ごみ処理施設建設費		5,025	
	ごみ処理施設建設費人件費	1,300	地元説明に係る時間外勤務手当の増額ほか
	ごみ処理施設用地取得事業	△10,389	用地選定の終了による支援等業務委託料の減額ほか
	ごみ処理施設整備概要等検討事業	16,676	※新規事業
	退職積立基金積立金	△2,964	退職積立基金積立金の皆減
米子浄化場処理費		44,868	
	浄化場処理費人件費	△5,992	人事異動による給料等の減額ほか
	浄化場運転事業	29,827	電気料金の高騰による光熱水費の増額ほか
	浄化場維持補修事業	23,659	修繕見込みによる修繕料・工事請負費の増額
	退職積立基金積立金	△2,230	退職積立基金積立金の皆減
5 消防費			
常備消防費		△317,884	
	消防局人件費	△127,159	退職手当の皆減、職員数の減(310名→304名)による給料等の減額ほか
	消防局総務課事務費	4,189	材料単価の高騰による消耗品費の増額ほか
	消防職員派遣・研修事業	△1,684	初任総合教育の研修負担金の減ほか
	消防吏員抗体検査及びワクチン接種事業	△1,354	検査、接種対象者の減による手数料の減額
	消防庁舎維持管理事業	19,307	電気料金等の高騰による光熱水費の増額ほか
	退職積立基金積立金	△221,308	退職積立基金積立金の皆減
	警防活動事業	12,689	材料単価の高騰等による消耗品費の増額ほか
	消火薬剤整備事業	△1,139	消火薬剤購入数量の見込み減による消耗品費の減
	G7広島サミット消防特別警戒事業	2,043	※新規事業
	消防指令機器等維持管理事業	△4,850	保守管理委託料の減額ほか

(行政目的別)

(単位：千円)

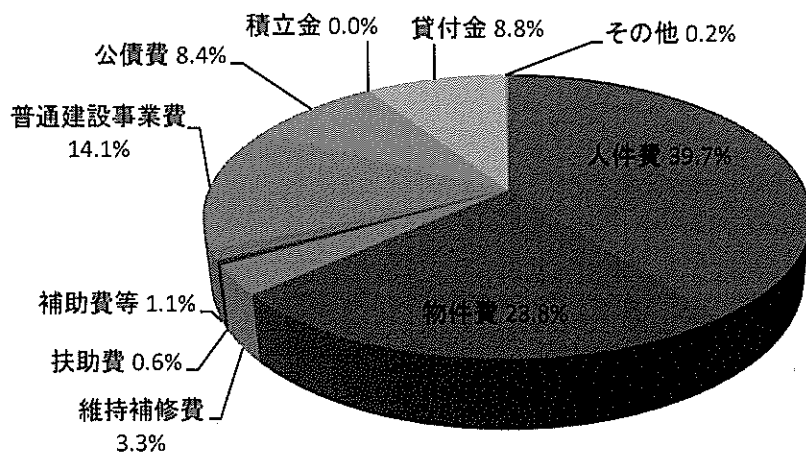
区 分	主 な 事 業 名	前年度比	内 容
消防施設費		540,552	
	消防局庁舎空調改修事業	7,986	※新規事業
	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業	9,841	※新規事業
	大山消防署庁舎大規模改修事業	130,841	令和4年度と令和5年度の工事請負費の差額ほか
	米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業	204,999	事業費の増（令和4年度実施設計、令和5年度改修工事による差額）ほか
	江府消防署移転新築事業	76,063	※新規事業
	消防車両更新事業	△36,724	車両種別の差額による減額
	消防車両更新事業（補助事業）	235,857	補助事業に該当する車両購入による増額
	除雪機配備事業	△1,584	事業終了による皆減
	消防局古峠山多重無線装置更新事業	△86,763	事業終了による皆減
6 公債費			
元金		34,539	
	起債償還元金	34,539	桜の苑大規模改修事業（令和2年度）に係る元金の償還開始による増額ほか

【歳出】

(性質別)

(単位：千円)

区 分	令和5年度予算	令和4年度予算	差引増減額
人件費	2,302,957	2,421,430	△118,473
物件費	1,378,201	1,134,702	243,499
維持補修費	190,567	190,674	△107
扶助費	34,590	31,130	3,460
補助費等	61,630	77,721	△16,091
普通建設事業費	820,838	325,746	495,092
補助事業費	44,000	44,000	0
単独事業費	776,838	281,746	495,092
公債費	490,518	456,958	33,560
積立金	29	245,033	△245,004
貸付金	509,124	0	509,124
その他	10,000	10,000	0
合 計	5,798,454	4,893,394	905,060



歳出(性質別)予算構成割合

○歳出の前年度に対する主な増減内容

(性質別)

(単位：千円)

区 分	前年度比	主な増減内容	
人件費	△118,473	退職手当の皆減	△110,000
		職員数の減(343名→337名)による給料等の減額ほか	△8,473
物件費	243,499	ガス及び電気料金の高騰等による光熱水費の増額	
		・火葬場費	9,908
		・不燃物処理費	23,007
		・米子浄化場処理費	31,869
		・常備消防費	17,086
		委託料の増額	
		・最終処分場委託事業に係る委託料	93,605
		・ごみ処理施設整備概要等検討事業に係る委託料	16,016
		・大山消防署設備等の移設に係る委託料	8,836
		・米子消防署南部出張所設備等の移設に係る委託料	10,006
		・江府消防署移転新築事業に係る調査業務委託料	8,228
維持補修費	△107	リサイクルプラザの設備補修に係る工事請負費の減額	△30,318
		米子浄化場の設備補修に係る工事請負費の増額	22,484
		消防局庁舎の空調設備改修に係る工事請負費の新規計上	7,986
扶助費	3,460	職員に対する児童手当の増	3,460
補助費等	△16,091	旧し尿処理施設に係る財産処分納付金、市町村償還金の皆減	△11,893
普通建設事業費	495,092	一般廃棄物処理施設用地選定支援業務委託料の皆減	△12,755
		大山消防署庁舎大規模改修事業に係る工事請負費の増額	122,026
		高度救命処置用資機材の皆減	△16,834
		消防車両購入費の増額	215,928
		江府消防署移転新築に係る設計業務委託料の新規計上	67,169
		米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業に係る設計業務委託料の皆減	△14,328
		米子消防署南部出張所庁舎大規模改修工事請負費の新規計上	208,483
		消防局古峠山多重無線装置更新業務委託料の皆減	△86,763
		高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業の委託料の新規計上	9,841
公債費	33,560	桜の苑大規模改修事業(令和2年度)に係る元金の償還開始等による起債償還元金の増額	34,539
積立金	△245,004	退職積立基金積立金の皆減	△245,000
貸付金	509,124	濃縮水処理施設建設費貸付金(令和4年度は補正予算で計上)	509,124

令和5年度当初予算 市町村負担金・対前年度当初予算比較

(単位:千円)

市町村	区分	一般会費、一般管理費ほか		施設管理費				介護認定審査会費	障害認定審査会費	保健衛生起務費	火葬場費	不燃物処理費	最終処分費	二外処理施設建設費	米子浄化場処理費	消防費	合計
		老人福祉施設管理費	旧PC消防施設管理費	旧PC消防施設管理費	旧PC消防施設管理費	旧PC消防施設管理費	その他事務費等										
米子市	R05当初予算	84,010	-	321	-	-	18,632	18,059	3,915	20,211	83,537	286,091	476,846	34,883	187,887	1,581,699	2,796,091
	R04当初予算	80,732	1,214	964	12	-	14,055	19,762	3,916	20,211	52,411	301,195	220,286	32,191	153,123	1,660,502	2,560,574
	比較	3,278	△1,214	△643	△12	-	4,577	△1,703	△1	-	31,126	△15,104	256,560	2,692	34,764	△78,803	235,517
堺港市	R05当初予算	21,380	-	179	-	-	4,742	5,455	1,181	4,491	-	-	117,196	8,878	-	396,030	559,532
	R04当初予算	20,546	309	538	-	-	3,577	5,548	1,191	4,491	-	-	48,652	8,193	-	415,832	508,877
	比較	834	△309	△359	-	-	1,165	△93	△10	-	-	-	68,544	685	-	△19,802	50,655
日吉津村	R05当初予算	5,397	-	26	-	-	1,197	1,151	280	479	5,418	18,604	29,035	2,240	5,394	67,641	136,882
	R04当初予算	5,186	78	76	2	-	903	1,254	210	479	3,268	19,095	12,988	2,088	4,478	68,734	118,819
	比較	211	△78	△50	△2	-	294	△103	70	-	2,150	△491	16,047	172	916	△1,093	18,043
大山町	R05当初予算	11,888	-	94	-	-	2,637	3,083	563	2,108	10,522	38,365	66,762	4,936	19,169	237,855	397,982
	R04当初予算	11,424	171	281	15	-	1,989	3,651	677	2,108	8,951	40,503	27,228	4,556	15,871	246,577	364,002
	比較	464	△171	△187	△15	-	648	△568	△114	-	1,571	△2,138	39,534	380	3,298	△8,722	33,980
南部町	R05当初予算	9,126	-	75	-	-	2,024	2,193	597	1,415	6,872	26,843	51,309	3,789	16,924	166,092	287,259
	R04当初予算	8,769	131	225	8	-	1,527	2,457	521	1,415	6,375	28,867	20,369	3,497	14,376	168,273	256,810
	比較	357	△131	△150	△8	-	497	△264	76	-	497	△2,024	30,940	292	2,548	△2,181	30,449
柏耆町	R05当初予算	9,339	-	78	-	-	2,072	2,223	494	1,469	9,305	29,636	56,716	3,878	19,674	173,519	308,403
	R04当初予算	8,974	135	233	10	-	1,563	2,537	415	1,469	6,385	31,498	22,113	3,579	16,401	176,293	271,605
	比較	365	△135	△155	△10	-	509	△314	79	-	2,920	△1,862	34,603	299	3,273	△2,774	36,798
日南町	R05当初予算	5,786	-	45	-	-	1,283	1,910	356	577	5,169	22,085	35,573	2,402	-	99,358	174,544
	R04当初予算	5,561	83	135	-	-	968	1,911	317	577	4,512	23,490	14,568	2,217	-	98,695	153,034
	比較	225	△83	△90	-	-	315	△1	39	-	657	△1,405	21,005	185	-	663	21,510
日野町	R05当初予算	5,083	-	35	-	-	1,128	1,423	245	400	4,330	16,800	27,620	2,110	-	65,174	124,348
	R04当初予算	4,885	73	106	-	-	851	1,520	259	400	3,768	17,345	11,289	1,948	-	65,472	107,916
	比較	198	△73	△71	-	-	277	△97	△14	-	562	△545	16,331	162	-	△298	16,432
江府町	R05当初予算	4,944	-	34	-	-	1,097	1,423	305	366	4,153	17,457	29,110	2,053	-	60,562	121,504
	R04当初予算	4,752	71	100	-	-	828	1,472	250	366	3,719	18,650	12,216	1,895	-	60,792	105,111
	比較	192	△71	△66	-	-	269	△49	55	-	434	△1,193	16,894	158	-	△230	16,393
合計	R05当初予算	156,953	-	887	-	-	34,812	36,920	7,936	31,516	129,306	455,881	890,167	65,169	249,048	2,847,930	4,906,525
	R04当初予算	150,829	2,265	2,658	47	-	28,261	40,112	7,756	31,516	89,389	480,643	389,709	60,144	204,249	2,961,170	4,446,748
	比較	6,124	△2,265	△1,771	△47	-	8,551	△3,192	180	-	39,917	△24,762	500,458	5,025	44,799	△113,240	459,777

○ 新規・拡大事業の概要

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	前年度当初予算額	本年度当初予算額	前年度比	本年度の財源内訳						
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
消防局庁舎空調改修事業	消防総務課	5 消防費	1 消防費	2 消防施設費	7,986	7,986	7,986				7,986			
<p>事業の概要</p> <p>前回の改修から14年が経過し、老朽化が激しく一部故障した消防局庁舎3階空調設備を改修するもの。令和6年度からの指令台更新により指令室・サーバー室として使用する部分の空調改修を行う。</p>														
根拠法令	<p>【計画】 消防局通信事務室ほか空調設備改修工事 7,986千円</p> <p>【効果】 改修工事を行うことにより、指令台改修から次回指令台改修(R6~R16)まで、指令台及び付随する設備を安定稼働させ、指令業務を安全・安心に行うことができる。</p>													
		財源		財源名		金額		区分		金額		節		
		一財		市町村負担金		7,986		14 工事請負費		7,986				

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	前年度当初予算額	本年度当初予算額	前年度比	本年度の財源内訳					
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
庁内LAN管理運営事務費(拡大分)	事務局総務課	2 総務費	1 総務管理費	2 企画調整費	9,627	9,627	9,627				9,627		
<p>事業の概要</p> <p>本組合のイントラネットは、事務系の機能を担う「事務系ネットワーク」と消防指令系の機能を担う「指令系ネットワーク」の2つの情報通信網が1回線を共有する形で運用されている。近年、総合行政システムの導入、WEB会議の開催、アップデータプロダラムの配信等に伴う通信量の増加により、事務系ネットワークにおいて、通信障害(内線電話、総合行政システムの不通等)が発生しており、回線を共用している指令系のネットワークへの影響が懸念される。こうした状況を踏まえ、令和5年度に予定している事務系ネットワークサーバーの更新に合わせて、指令系ネットワークから回線を分離する構成の事務系ネットワークを構築するもの。</p>													
根拠法令	<p>【効果】 通信障害の解消により、消防指令系に影響が生じず、指令・救急業務に支障をきたさない。また、円滑な事務の遂行及び適切なアップグレードによるセキュリティの確保を図ることができ。</p>												
		財源		財源名		金額		区分		金額		節	
		一財		市町村負担金		9,627		11 役務費		1,598			
								12 委託料		2,139			
								13 使用料及び賃借料		5,890			

○ 新規・拡大事業の概要

(単位：千円)

事業名	所管課	款名称	項名称		目名称	前年度当初 予算額	本年度当 初予算額	前年度比	本年度の財源内訳								
			2	清掃費					2	最終処分費	国庫支出金	県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	
最終処分場委託事業 (拡大分)	施設管理 課	4 衛生費	2	2	2 最終処分費		24,343	24,343								24,343	
<p>事業の概要</p> <p>民間設置の一般廃棄物最終処分場に埋立処分を委託する事業について、一般廃棄物第2最終処分場浸出水処理施設に設置されている流入ゲート弁の損傷に伴う当該施設の取替え修繕費を委託料にて支払うもの。</p>																	
<p>本年度の計画効果</p> <p>【計画】 ・浸出水処理施設流入ゲート弁修繕費 24,343千円</p>																	
<p>【効果】 ・一般廃棄物最終処分場の浸出水の安定的な処理をおこなうことができる。</p>																	
相拠法令	最終処分場長期埋立計画																
財源		一財		市町村負担金		24,343		24,343		24,343		12 委託料		24,343		24,343	

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、現行の個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律が、新たな個人情報の保護に関する法律(以下「新法」という)に統合され、これが全ての地方公共団体に適用されることになったことから、新法の施行に必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

1 条例制定の方向性

本組合における個人情報の取扱いについては、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)に定めているが、現行条例の規定の大部分は新法において規定されたことから、現行条例は廃止し、新たな条例として「鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、新法には規定されていない事項を定めることとする。

2 主な制定内容

条項	主な内容
個人情報取扱事務の届出等(第3条)	実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、所定の事項を管理者に届け出ることとする。
開示請求に係る手数料等(第5条)	<p>1 住民サービスの向上並びにデジタル化の進展状況を考慮し、本組合における公文書の公開の方法を見直し、光ディスク(CD-R又はDVD-R。以下同じ。)に保存して交付する方法等を新たに導入することとする。</p> <p>(1) 紙文書の写しの交付について、用紙に複写したものを交付することに加え、紙文書をスキャナで読み取ったものを光ディスクに保存したものを交付することができることとする。</p> <p>(2) 電磁的記録(録音テープ及びビデオテープ等を除く。)の開示方法について、ディスプレイ等の出力機器による閲覧による開示に加え、用紙に出力することができるものについては用紙に出力したもの、光ディスクに保存できるものは光ディスクに保存したものを交付することができることとする。(第5条第1項及び別表関係)</p> <p>2 上記1の見直しに伴い、従前は公文書の写しの交付に係る費用を実費として徴収していた取扱いを、手数料として徴収することとし、法第89条第2項の規定により開示請求する者(以下「開示請求者」という。)が納めなければならない手数料の額について定めることとする。(別表参照)</p> <p>3 保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p>

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問(第6条)	個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとする。
施行状況の公表(第7条)	管理者は、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ公表することとする。

3 関係条例の改正

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、以下の関係条例について、一部改正を行う。

- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例

4 条例の施行

令和5年4月1日から施行予定

5 関係規則の改正

新法及び個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）の一部改正並びに鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、以下の関係規則について、一部改正を行う。

(1) 関係規則

- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例施行規則

(2) 主な改正内容

- ・ 規則の題名を「鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例施行規則」から「鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行細則」に改める。
- ・ 費用負担について、保有個人情報の写しの作成に要する費用を手数料とするため、保有個人情報の写しの作成に要する費用を削除し、保有個人情報の写しの送付に要する費用を定める。
- ・ 開示請求書の様式等について、新法、令及び個人情報の保護に関する法律施行規則の施行のために必要な文書の様式に改める。

(3) 規則の施行

令和5年4月1日から施行予定

別表

保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書又は図画（フィルムを除く。）	閲覧	零
	写しの交付	
	コピー（白黒）	10円／用紙1枚
	コピー（カラー）	20円／用紙1枚
	スキャンデータをCD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 10円／文書等1枚
スキャンデータをDVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 10円／文書等1枚	
図画（フィルムに限る。）	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	零
	写しの交付	
	印刷（白黒）	10円／用紙1枚
	印刷（カラー）	20円／用紙1枚
電磁的記録（録音テープ又は音声ファイルに限る。）	専用機器により再生したものの聴取	零
電磁的記録（ビデオテープ又は動画ファイルに限る。）	専用機器により再生したものの視聴	零
電磁的記録（録音テープ、音声ファイル、ビデオテープ及び動画ファイルを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に出力（白黒）	10円／用紙1枚
	用紙に出力（カラー）	20円／用紙1枚
	CD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル
DVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル	

備考

- 1 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、A3サイズを超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙をA3サイズに分割して換算した枚数として算定する。



鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正を受け、現行の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）を廃止し、新たに鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会の個人情報保護条例」という。）を制定することに伴い、関係する条例の規定の整備を行うもの。

1 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

個人情報保護法施行条例の制定に伴い、引用する規定の整理を行うもの。

改正前：旧個人情報保護条例第2条第2号

↓

改正後：個人情報保護法施行条例第2条第2項

2 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

ア 審査会の所掌事務について

法の改正並びにそれに伴う個人情報保護法施行条例及び議会の個人情報保護条例の制定により、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務のうち、個人情報保護制度に関する部分について整理する必要があるため所要の改正を行うもの。

改正後		改正前	
実施機関	諮問事項	実施機関	諮問事項
管理者、監査委員及び消防局長	(1) 個人情報の保護に関する法律の規定による審査請求に関する事項 (2) 個人情報の保護に関する法律施行条例の規定による意見の聴取に関する事項 (3) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	管理者、監査委員、消防局長及び議会	(1) 個人情報の収集に関する事項 (2) 保有個人情報の目的外利用等に関する事項 (3) 個人情報保護条例の規定による審査請求に関する事項 (4) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項
議会	(1) 議会の個人情報の保護に関する法律の規定による審査請求に関する事項		

	(2) 議会の個人情報の保護に関する法律施行条例の規定による意見の聴取に関する事項		
	(3) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項		

イ 審査会の調査審議の手續における行政不服審査法の準用について

審査会は、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき設置される機関であるとともに、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求に関する事項の諮問に応じる場合には、法の規定により行政不服審査法（以下「行服法」という。）第 81 条第 1 項の機関としても位置づけられることとなることから、その位置づけを明確化するほか、行服法の規定を準用することに伴う所要の改正を行うもの。

3 鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

ア 行服法の規定に基づく審査請求人等の求めによる提出書類等の写しの交付に係る手数料について（改正後別表の 1 の項関係）

行服法第 38 条第 1 項の規定による審査請求人等の求めによる提出書類等の写しの閲覧又は交付に係る手数料の額について、公文書の公開及び保有個人情報の開示に係る手数料の額と同額とするもの。ただし、電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの、音声ファイル、ビデオテープに記録されているもの及び動画ファイルを除く。

公文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書又は図画（フィルムを除く。）	閲覧	零
	写しの交付	
	コピー（白黒）	10円／用紙 1 枚
	コピー（カラー）	20円／用紙 1 枚
	スキャンデータを CD-R に保存	100円／CD-R 1 枚 ＋ 10円／文書等 1 枚
	スキャンデータを DVD-R に保存	120円／DVD-R 1 枚 ＋ 10円／文書等 1 枚
図画（フィルムに限る。）	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	零
	写しの交付	
	印刷（白黒）	10円／用紙 1 枚
	印刷（カラー）	20円／用紙 1 枚

電磁的記録（録音テープ、音声ファイル、ビデオテープ及び動画ファイルを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に出力（白黒）	10円／用紙1枚
	用紙に出力（カラー）	20円／用紙1枚
	CD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル
DVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル	

イ 死者に関する情報の開示の事務に係る手数料について

（改正後別表の2の項関係）

法において、個人情報とは「生存する個人に関する情報」と定義されており、令和5年4月1日以後は、「死亡した個人に関する情報」は、法及び個人情報保護法施行条例の適用の対象から除かれることとなるが、法のガイドラインにおいて、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合は、法の保護の対象となると示されている。

このため、令和5年4月1日以後における死者に関する情報の開示に係る手数料については、個人情報保護法施行条例ではなく本手数料条例で規定し、その額は、公文書の公開及び保有個人情報の開示に係る手数料の額と同額とするもの。

公文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書又は図画（フィルムを除く。）	閲覧	零
	写しの交付	
	コピー（白黒）	10円／用紙1枚
	コピー（カラー）	20円／用紙1枚
	スキャンデータをCD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 10円／文書等1枚
スキャンデータをDVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 10円／文書等1枚	
図画（フィルムに限る。）	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	零
	写しの交付	
	印刷（白黒）	10円／用紙1枚
	印刷（カラー）	20円／用紙1枚
電磁的記録（録音テープ又は音声ファイルに限る。）	専用機器により再生したものの聴取	零
電磁的記録（ビデオテープ又は動画ファイルに限る。）	専用機器により再生したものの視聴	零

電磁的記録（録音テープ、音声ファイル、ビデオテープ及び動画ファイルを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧	零
	写しの交付	
	用紙に出力（白黒）	10円／用紙1枚
	用紙に出力（カラー）	20円／用紙1枚
	CD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル
DVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル	

ウ 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合における用紙の算定方法について、備考を定めるもの。（改正後別表関係）

備考

- 1 1及び2の項に掲げる事務に関し、用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力したもののについては、片面を1枚として算定する。
- 2 1及び2の項に掲げる事務に関し、用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、A3サイズを超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙をA3サイズに分割して換算した枚数として算定する。

4 条例の施行

令和5年4月1日から施行予定

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正について

住民サービスの向上並びにデジタル化の進展状況を考慮し、本組合における公文書の公開の方法と費用負担のあり方を見直し、光ディスクに保存して交付する方法を新たに導入するとともに、従前は公文書の写しの交付に係る費用を実費として徴収していた取扱いを、手数料として徴収することとするほか、所要の改正を行うもの。

1 主な改正内容

- (1) 公文書の種別について、個人情報の保護に関する法律に規定する「地方公共団体等行政文書」の種別に合わせて、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」を「文書、図画及び電磁的記録」に改めることとする。
- (2) 公文書の公開の方法について、公文書の種別に応じ、次のとおり定めることとする。

公文書の種別	公開の方法
1 文書又は図画（フィルムを除く。）	閲覧
	写しの交付
2 図画（フィルムに限る。）	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧
	写しの交付
3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取
4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧
	写しの交付

- (3) 公文書の公開を写しの交付により行う場合の交付部数は、公開請求1件につき1部とすることとする。
- (4) 公文書の公開の方法のうち、閲覧、聴取又は視聴の方法により行う公文書の公開に係る手数料は、無料とすることとする。
- (5) 公文書の公開の方法のうち、写しの交付の方法により公文書の公開を行う場合の手数料の額を定めることとする。（別表参照）
- (6) 手数料及び公文書の写しの送付に要する費用（以下「手数料等」という。）は、公文書の公開を受ける前に手数料等を納付しなければならないこととする。
- (7) 既に納付した手数料等は、還付しないこととすること及びその例外を定めることとする。

2 条例の施行

令和5年4月1日から施行予定

3 関係規則の改正

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正に伴い、以下の規則について改正を行う。

(1) 関係規則

- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例施行規則

(2) 主な改正内容

- ・ 電磁的記録の公開方法について、条例で定めることとしたため、削除する。
- ・ 費用負担について、公文書の写しの作成に要する費用を手数料としたため、公文書の写しの作成に要する費用を削除し、公文書の写しの送付に要する費用を定める。

(3) 規則の施行

令和5年4月1日から施行予定

別表

公文書の種別	写しの交付の方法	手数料の額
文書又は図画（フィルムを除く。）	コピー（白黒）	10円／用紙1枚
	コピー（カラー）	20円／用紙1枚
	スキャンデータをCD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 10円／文書等1枚
	スキャンデータをDVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 10円／文書等1枚
図画（フィルムに限る。）	印刷（白黒）	10円／用紙1枚
	印刷（カラー）	20円／用紙1枚
電磁的記録 （録音テープ、音声ファイル、ビデオテープ及び動画ファイルを除く。）	用紙に出力（白黒）	10円／用紙1枚
	用紙に出力（カラー）	20円／用紙1枚
	CD-Rに保存	100円／CD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル
	DVD-Rに保存	120円／DVD-R1枚 ＋ 130円／電磁的記録1ファイル

備考

- 1 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、A3サイズを超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙をA3サイズに分割して換算した枚数として算定する。

令和5年度事業別予算説明書

鳥取県西部広域行政管理組合

本書の「本年度の財源内訳」、「特定財源」のうち「その他」については、次の略称を用いて表記している。

負…市町村特別負担金

使…使用料（衛生使用料、消防使用料）

手…手数料（衛生手数料、消防手数料）

財…財産収入（財産運用収入、財産売払収入）

諸…諸収入（雑入）

歳出

(単位：千円)

(目) 1 議会費

(項) 1 議会費

(款) 1 議会費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の の頁		
					特定財源			区分	金額			
					国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 組合議会議員報酬等 【会計室】	組合議会の議員報酬及び議長 の交際費	465	465	0				465	1 報 9 交	445 20	11	
2 議会運営事業 【会計室】	議会運営に係る事務	756	697	59				756	8 旅 10 需 11 役 12 委	65 242 174 275	11	
計		1,221	1,162	59				1,221				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 1 一般管理費

1 特別職報酬等 【総務課(事務局)】	正副管理者会議、各種委員会等の運営に係る旅費及び負担金等	729	729	0				729	1 報 8 旅 9 交 11 役 12 委 18 負担金補助及び交付金	608 4 31 28 34 24	11
2 一般管理費人件費 【総務課(事務局)】	職員人件費 12名分(再任用フルタイム勤務職員1名含む)	86,881	84,651	2,230				86,881	2 給 3 職員手当等 4 共済	46,178 24,852 15,851	11

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁	
					特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区 分		金 額
3 一般管理事務費 【総務課(事務局)】	組合の運営に係る事務費	11,474	11,295	179				11,474	1 報 酬	1,578	11
									3 職員手当等	316	
									4 共 済 費	346	
									8 旅 費	99	
									10 需用費	968	
									11 役 務 費	551	
									12 委 託 料	4,097	
									13 使用料及び賃借料	310	
									17 備品購入費	424	
									18 負担金補助及び交付金	2,778	
									26 公 課 費	7	
4 会計室事務費 【会計室】	出納及び決算に係る事務費	412	388	24			412	10 需用費	125	11	
5 事務局職員研修 事業	職員の人材育成に係る各種研修の実施	602	729	△127			602	11 役 務 費	287		
									8 旅 費	135	11
									10 需用費	12	
									12 委 託 料	345	
									18 負担金補助及び交付金	110	

(目) 1 一般管理費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特定財源	一般財源	区分	金額			
					国県支出金	地方債	その他				
6 職員福利厚生事業(一般管理費) 【総務課(事務局)】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	5,327	2,989	2,338				1 報	3,645	11	
								3 職員手当等	633		
								4 共済費	676		
								8 旅費	144		
								10 需用費	2		
								12 委託料	101		
7 退職積立基金積立金(一般管理費) 【総務課(事務局)】	退職積立基金への積立及び運用利子の積立	28	8,165	△8,137			財	28 積立金	28	11	
								18 負担金補助及び交付金	126		
8 財政調整基金積立金 【総務課(事務局)】	財政調整基金への積立及び運用利子の積立	1	2	△1			財	24 積立金	1	11	
計		105,454	108,948	△3,494			29		105,425		

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 2 企画調整費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁
					国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区分	
1 企画調整費 【総務課(事務局)】	職員人件費 2名分	14,799	13,345	1,454				2 給料	7,868	12
								3 職員手当等	4,394	
								4 共済費	2,537	
2 企画調整事務費 【総務課(事務局)】	構成市町村等との各種会議、連絡調整に係る事務費	1,405	1,470	△65				10 需用費	137	12
								11 役員務費	9	
								12 委託料	583	
								13 使用料及び賃借料	123	
								18 負担金補助及び交付金	553	
3 庁内LAN管理運営事務費 【総務課(事務局)】	庁内ネットワークの運用及び保守に係る事務費	23,982	14,355	9,627				11 役員務費	4,063	12
								12 委託料	4,690	
								13 使用料及び賃借料	15,229	
								12 委託料	10	
4 職員福利厚生事業(企画調整費) 【総務課(事務局)】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	35	28	7				18 負担金補助及び交付金	25	12
退職積立基金積立金(企画調整費)		0	1,470	△1,470						

(目) 2 企画調整費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁
					特定財源	一般財源	区分	金額	金額	
計		40,221	30,668	9,553			40,221			

(目) 3 施設管理費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

1 施設管理費 【総務課(事務局)】	職員人件費 4名分	32,992	21,792	11,200					2 給料	16,886	12
									3 職員手当等	10,299	
									4 共済費	5,807	
2 環境企画室事務費 【施設管理課】	所管施設のあり方検討などの事務費	553	620	△67					10 需用費	409	12
									11 役務費	96	
									12 委託料	12	
									13 使用料及び賃借料	35	
									18 負担金補助及び交付金	1	
3 建築工事担当事務費 【施設管理課】	組合全体の建築工事の設計、施工管理に係る事務費	1,206	1,577	△371					8 旅費	66	12
									10 需用費	486	
									11 役務費	14	
									12 委託料	12	
									13 使用料及び賃借料	502	
									18 負担金補助及び交付金	126	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 3 施設管理費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁
					特定財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債				
4 職員福利厚生事業(施設管理費)	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	61	42	19			61	12 委託料	29	12
【総務課(事務局)】								18 負担金補助及び交付金	32	
7 旧灰溶融施設管理事業【施設管理課】	旧灰溶融施設の維持管理	904	2,675	△1,771		財	887	10 需用費	4	12
退職積立基金積立金(施設管理費)		0	2,230	△2,230				12 委託料	840	
旧老人福祉施設管理事業		0	2,265	△2,265				18 負担金補助及び交付金	60	
旧し尿処理施設民間譲渡事業		0	11,893	△11,893						
旧し尿処理施設管理事業		0	47	△47						
計		35,716	43,141	△7,425			17		35,699	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 介護認定審査会費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算の頁												
					国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額											
1 介護認定審査会 費人件費 【総務課(事務 局)】	職員人件費 1名分	9,100	12,278	△3,178					9,100	2 給料	4,687	13											
										3 職員手当等	2,784												
										4 共済費	1,629												
2 介護認定審査会 運営事業 【総務課(事務 局)】	介護認定審査会の運営	27,823	27,071	752			諸	48	27,775	1 報酬	22,985	13											
										3 職員手当等	966												
										4 共済費	1,021												
										7 報償費	45												
										8 旅費	585												
										10 需用費	916												
										11 役務費	814												
										12 委託料	23												
										13 使用料及び 賃借料	462												
										18 負担金補助及 び交付金	1												
										26 公課費	5												
										3 職員福利厚生事 業(介護認定審 査会費) 【総務課(事務 局)】	職員の健康管理及び職場の 安全衛生の推進に係る事務		45	82	△37					45	12 委託料	31	13
																					18 負担金補助及 び交付金	14	

(目) 1 介護認定審査会費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の金額
					特定財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債				
退職積立基金積立金(介護認定審査会費)		0	735	△735						
計		36,968	40,166	△3,198			48		36,920	

(目) 2 障害認定審査会費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

1 障害認定審査会費人件費【総務課(事務局)】	時間外勤務手当	24	15	9				24	3 職員手当等	24	13
2 障害認定審査会運営事業【総務課(事務局)】	障害認定審査会の運営	7,890	7,717	173				7,890	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	5,873 689 731 5 166 162 134 12 118	13

(目) 2 障害認定審査会費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算の頁
					特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額	予 算	
3 職員福利厚生事業 (障害認定審査会費) 【総務課 (事務局)】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	22	24	△2			22	12 委託料	22	13
計		7,936	7,756	180			7,936			

(目) 1 保健衛生総務費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

1 病院群輪番制病院助成事業 【総務課 (事務局)】	二次救急医療を担う輪番制病院への助成	76,743	76,743	0	0 県 負	14,668	31,516	18 負担金補助及び交付金	76,743	14
計		76,743	76,743	0	30,559	14,668	31,516			

(目) 2 火葬場費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

1 火葬場運営事業 【施設管理課】	火葬場 (桜の苑) の運営	85,987	75,465	10,522			52,808	10 需用費	27,611	
								11 役務費	32	
								12 委託料	58,324	14
								18 負担金補助及び交付金	20	
2 火葬場維持・補修事業 【施設管理課】	火葬場 (桜の苑) の維持・補修	11,940	10,000	1,940			11,940	10 需用費	500	
								14 工事請負費	11,440	14

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 (目) 1 不燃物処理費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の の 頁	
					特定財源	一般財源	国県支出金	地方債	その他	区分		金額
4 不燃物処理施設 維持・補修事業 【施設管理課】	不燃物処理施設（リサイクル ルプラザ）の機能維持に係 る修繕、補修	69,050	103,791	△34,741					13 使用料及び 賃借料	198		
5 不燃物残さ外部 処理事業 【施設管理課】	不燃物処理施設（リサイク ルプラザ）から排出される 不燃物残さの外部処理	40,120	37,095	3,025			諸	40,120	8 旅費	36		
6 使用済乾電池・ 蛍光管等処理事 業 【施設管理課】	不燃物として取り除かれた 乾電池等及び一部の構成市 町村の乾電池、蛍光管等の 処理	1,166	1,166	0			諸	467	12 委託料 13 使用料及び 賃借料	40,039 9		
7 リサイクル啓発 事業 【施設管理課】	再生工場の運営	264	264	0				467	18 負担金補助及 び交付金	36		
									12 委託料 18 負担金補助及 び交付金	1,145 21		
								264	12 委託料	264		
										15		
										15		

(目) 1 不燃物処理費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の の頁
					特定財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債				
8 職員福利厚生事業(不燃物処理費) 【総務課(事務局)】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	196	253	△57			196	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	83 113	15
退職積立基金積立金(不燃物処理費)		0	5,194	△5,194						
計		444,106	455,865	△11,759		50,161	393,945			

(目) 2 最終処分費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の の頁
					特定財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債				
1 最終処分費人件費 【総務課(事務局)】	職員人件費 1名分	9,105	8,500	605			9,105	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4,499 2,981 1,625	15
2 最終処分場事務費 【施設管理課】	最終処分場の管理監督及び点検	76	119	△43			76	8 旅費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び借料 18 負担金補助及び交付金	13 25 6 15 17	15

(目) 2 最終処分費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算費の	
					特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額	予 算 費		
											国県支出金
3 最終処分場委託事業 【施設管理課】	一般廃棄物の第2最終処分場への埋立処分委託	983,070	380,341	602,729		諸	102,103	880,967	12 委託料 20 貸付金	473,946 509,124	15
4 職員福利厚生事業 (最終処分費)	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	19	14	5				19	19 負担金補助及び交付金	19	15
退職積立基金積立金 (最終処分費)		0	735	△735							
計		992,270	389,709	602,561			102,103	890,167			

(目) 3 ごみ処理施設建設費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

1 ごみ処理施設建設費 【総務課 (事務局)】	職員人件費 4名分	38,074	36,774	1,300				38,074	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	18,768 13,064 6,242	16
2 ごみ処理施設地取得事業 【ごみ処理施設整備課】	一般廃棄物処理施設建設のための用地の選定、取得	8,233	18,622	△10,389				8,233	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費	2,092 419 438 92 2,881	16

(目) 3 ごみ処理施設建設費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁	
					特 定 財 源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区 分		金 額
3 ごみ処理施設整備 広報事業 【ごみ処理施設 整備課】	一般廃棄物処理施設の整備 に関する広報	2,117	1,715	402					2,117	11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃借料	221 28 1,986	
4 ごみ処理施設整備 概要等検討事業 【ごみ処理施設 整備課】	一般廃棄物処理施設の整備 概要等の検討に係る事業	16,676	0	16,676					16,676	8 旅 10 需用費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃借料	133 25 16,016 502	16
5 職員福利厚生事業 (ごみ処理施設 建設費) 【ごみ処理施設 整備課】	職員の健康管理及び職場の 安全衛生の推進に係る事務	69	69	0					69	12 委 託 料 18 負担金補助及 び交付金	29 40	16

(目) 3 ごみ処理施設建設費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の の 頁
					特定財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債 その他				
退職積立基金積 立金(ごみ処理 施設建設費)		0	2,964	△2,964						
計		65,169	60,144	5,025			65,169			

(目) 4 米子浄化場処理費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

1 浄化場処理費人 件費 【総務課(事務 局)】	職員人件費 2名分	16,890	22,882	△5,992			16,890	2 給料	8,758	16
								3 職員手当等	5,193	
								4 共済費	2,939	
2 浄化場事務費 【施設管理課】	し尿処理施設(米子浄化場)の運営に係る事務費	738	948	△210			681	10 需用費	307	16
								11 役務費	229	
								12 委託料	39	
								13 使用料及び 賃借料	138	
								26 公課費	25	
3 浄化場運転事業 【施設管理課】	し尿処理施設(米子浄化場)の運転	126,988	97,161	29,827			126,974	1 報酬	8,603	16
								3 職員手当等	1,721	
								4 共済費	1,949	
								8 旅費	308	
								10 需用費	70,669	
								11 役務費	90	
			12 委託料	43,597						

(目) 4 米子浄化場処理費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁の
					特定財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債				
4 浄化場維持・補修事業 【施設管理課】	し尿処理施設(米子浄化場)の機能維持に係る修繕、補修	97,237	73,578	23,659			97,237	26 公課費	51	
5 浄化場し渣等外部処理事業 【施設管理課】	処理過程で発生するし渣等の外部処理に係る経費	2,650	2,763	△113			2,650	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	2,640 10	16
6 職員福利厚生事業(浄化場処理費) 【総務課(事務局)】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務費	74	147	△73			74	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	14 60	16
退職積立基金積立金(浄化場処理費) 計		0	2,230	△2,230						
		244,577	199,709	44,868		71	244,506			

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

1 消防局人件費 【総務課(消防局)】	職員人件費 304名分(再任用短時間勤務職員11名含む)	1,994,718	2,121,877	△127,159	国 県	1,940 6,561	手 諸	3,639 1,083	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,027,018 629,335 338,365	17
------------------------	---------------------------------	-----------	-----------	----------	--------	----------------	--------	----------------	--------------------------	---------------------------------	----

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁							
					特定財源	一般財源	区分	金額	金額								
											国庫支出金	地方債	その他				
(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費	2 消防局総務課事務費 【総務課(消防局)】	54,119	49,930	4,189		諸	15	54,104	8 旅費	260	17						
										9 交際費		10					
										10 需用費		26,283					
										11 役務費		13,196					
										12 委託料		3,925					
										13 使用料及び賃借料		9,349					
										17 備品購入費		500					
										18 負担金補助及び交付金		596					
		3 消防職員派遣・研修事業 【総務課(消防局)】	関係機関への職員派遣及び職員の人材育成に係る各種研修の実施	6,767	8,451	△1,684		諸	359	6,408		7 報償費	264	17			
												8 旅費	1,054				
													10 需用費		998		
													13 使用料及び賃借料		1,794		
													18 負担金補助及び交付金		2,657		
				4 消防吏員採用・昇任試験事業 【総務課(消防局)】	消防吏員の採用・昇任試験	837	809	28					837		7 報償費	8	17
															11 役務費	5	
																12 委託料	

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁	
					特定財源	一般財源	区分	金額			
					国県支出金	地方債	その他				
5 消防吏員抗体検査及びワクチン接種事業【総務課(消防局)】	感染リスクが高いウイルスに係る血中抗体価検査及びワクチン接種	3,836	5,190	△1,354				3,836	11 役務費	3,836	17
6 消防庁舎維持管理事業【総務課(消防局)】	消防庁舎の維持・管理	59,223	39,916	19,307			使諸	57,796	10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 15 原材料費	48,261 2,236 7,472 1,204 50	17
7 職員福利厚生事業(消防局)【総務課(事務局)他】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	8,168	7,739	429				8,168	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	16 9 5,196 2,947	17
9 権限移譲(火薬類、液化石油ガス)事業【予防課】	県知事から移譲された火薬類の取締及び液化石油ガスに関する保安の確保	431	325	106	県	431			7 報償費 8 旅費 10 需用費 17 備品購入費 18 負担金補助及び交付金	15 122 120 80 94	17

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額	区 分	金 額	
10 火災予防研修事業 【予防課】	予防行政に関する職員への各種研修の実施	126	110	16				126	8 旅 費	126	17
11 火災予防業務事業 【予防課】	予防業務に必要な資機材の整備	1,146	1,095	51				1,146	10 需用費 11 役務費 17 備品購入費 18 負担金補助及び交付金	859 23 114 150	17
12 火災予防業務資格取得事業 【予防課】	予防技術検定の受検	58	58	0				58	11 役務費	58	17
13 許認可(危険物)事業 【予防課】	特定屋外タンク貯蔵所の審査等	2,439	1,805	634			手 2,439		12 委託料	2,439	17
14 警防活動事業 【警防課】	消防、救急活動に必要な装備及び資機材の整備	114,495	101,806	12,689				114,495	7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び借料 17 備品購入費 26 公課費	11 86,076 10,531 2,955 9 12,714 2,199	17

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁
					国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
15 警防訓練・研修 事業 【警防課】	警防活動に関する各種訓練 及び研修の実施	2,992	3,451	△459			2,992	7 報償費	30	17
								8 旅費	1,687	
								10 需用費	861	
								13 使用料及び 賃借料	264	
								15 原材料費	106	
								18 負担金補助及 び交付金	44	
16 警防活動資格取 得事業 【警防課】	警防活動に必要となる資格 及び免許の取得	14,160	13,920	240	県	98	8 旅費	664	17	
							10 需用費	221		
							11 役務費	371		
							12 委託料	2,500		
							13 使用料及び 賃借料	9		
							18 負担金補助及 び交付金	10,359		
17 消火薬剤整備事 業 【警防課】	消火薬剤等に対応するための 薬剤の整備及び廃棄	1,540	2,679	△1,139			26 公課費	36	18	
							10 需用費	1,540		
18 救急業務等啓発 事業 【警防課】	圏域住民に対する応急手当 の普及啓発	2,795	2,653	142			10 需用費	1,847	18	
							17 備品購入費	436		

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁数
					特定財源	一般財源	区分	金額	金額	
19 安全運転管理事業 【警防課】	道路交通法に基づく安全運転管理者の配置	289	94	195				18 負担金補助及び交付金	512	
20 G7広島サミット 消防特別警戒事業 【警防課】	G7広島サミットに伴う消防特別警戒に対応する事業	2,043	0	2,043	国 2,043			10 需用費 11 役務費 18 負担金補助及び交付金	195 5 89	18
21 消防指令研修等 事業 【指令課】	指令業務に係る資格取得及び研修の実施	221	221	0				8 旅費 10 需用費 13 使用料及び賃借料	1,059 965 19	18
22 消防指令機器等 維持管理事業 【指令課】	指令システム及び無線システム等の維持管理	69,794	74,644	△4,850				221 8 旅費 11 役務費 18 負担金補助及び交付金	57 13 151	18
								10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金	4,425 7,670 55,088 1,298 1,313	18

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		千原書の買
					特定財源			区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他			
退職積立基金積立金(消防局)		0	221,308	△221,308						
計		2,340,197	2,658,081	△317,884	11,073		8,962	2,320,162		

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 2 消防施設費

1 大山消防署庁舎大規模改修事業【総務課(消防局)】	大山消防署庁舎の大規模改修	227,829	96,988	130,841	167,200		60,629	11 役務費	11	18
								12 委託料	8,836	
								14 工事請負費	218,000	
								17 備品購入費	982	
3 消防車両更新事業【警防課】	消防車両の整備更新	32,478	69,202	△36,724	27,500	財	40	17 備品購入費	32,478	18
4 米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業【総務課(消防局)】	南部出張所庁舎の大規模改修	219,377	14,378	204,999	159,300		60,077	11 役務費	22	18
								12 委託料	10,006	
								13 使用料及び借借料	20	
								14 工事請負費	208,483	
6 消防車両更新事業(補助事業)【警防課】	消防車両の整備更新(補助金対象)	235,857	0	235,857	75,160	国	44,158	17 備品購入費	846	18
								8 旅費	29	
								13 使用料及び借借料	10	
								17 備品購入費	235,818	

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 2 消防施設費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	予算書の頁
					特定財源		一般財源	金額		
					国県支出金	地方債				
7 江府消防署移転新築事業 【総務課(消防局)】	江府消防署庁舎の移転新築	76,063	0	76,063	51,200		24,863	10需用費 11役務費 12委託料	78 588 75,397	18
8 消防局庁舎空調改修事業 【総務課(消防局)】	消防局庁舎空調設備の改修	7,986	0	7,986			7,986	14工事請負費	7,986	18
9 高性能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業 【指令課】	高性能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業の調達支援を受ける	9,841	0	9,841			9,841	12委託料	9,841	18
除雪機配備事業 消防局古峠山多重無線装置更新事業		0 0	1,548 86,763	△1,548 △86,763						
計		809,431	268,879	540,552	75,160	521,700	44,198	168,373		

(款) 6 公債費 (項) 1 公債費 (目) 1 元金

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		予算書の頁	
					特定財源			区分	金額		
					国県支出金	地方債	その他				一般財源
1 起債償還元金 【総務課(事務局)】	組合債の元金償還	485,914	451,375	34,539				485,914	22 償還金、利子及び割引料	485,914	18
計		485,914	451,375	34,539				485,914			

(款) 6 公債費 (項) 1 公債費 (目) 2 利子

1 起債償還利子 【総務課(事務局)】	組合債の利子の支払い	4,517	5,498	△981				4,517	22 償還金、利子及び割引料	4,517	18
2 一時借入金利子 【総務課(事務局)】	一時借入金利子の支払い	87	85	2				87	22 償還金、利子及び割引料	87	18
計		4,604	5,583	△979				4,604			

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費

1 予備費 【総務課(事務局)】	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための予備費	10,000	10,000	0				10,000	予備費	10,000	19
計		10,000	10,000	0				10,000			

令和5年2月22日

令和5年2月鳥取県西部広域行政管理組合
議会定例会追加議案



令和5年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会追加議案

目 次

- 議案第9号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報に関する条例
の制定について



議案第9号

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する
条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する
条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会
の議決を求める。

令和5年2月22日提出

鳥取県西部広域行政管理組合議会
議会運営委員長 今 城 雅 子

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する
条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報の管理（第17条・第17条の2）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第52条）
- 第6章 罰則（第53条－第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることに鑑み、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の取扱いに係る基本原則を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理の適正を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個

人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会担当の職員（第12条第4項、第17条の2第5項及び第20条第2号ウを除き、以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算

機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 1 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）別表第1に掲げる法人をいう。
- 1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、当該変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された

当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議会は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び

第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報又は鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 組合の機関(管理者、監査委員及び消防局長をいう。)、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、個人情報の保護に関する法律第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の

提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会担当の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファ

		イル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報の保護に関する法律第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をい

う。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報の管理

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項

を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 第18条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付

又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(個人情報取扱事務の届出等)

第17条の2 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (5) 個人情報として記録される項目
- (6) 個人情報を収集する方法

- (7) 当該個人情報取扱事務において個人情報ファイルを利用する場合には、前条第1項に規定する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 議会は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出なければならない。
- 3 議会は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において、これらの規定による届出をすることができる。
- 4 議長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。ただし、当該事項の全部又は一部を一般の閲覧に供することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項の全部又は一部については、この限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、適用しない。
- (1) 議会担当の職員（次号において「職員」という。）又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員若しくは役員の職務の遂行に関するもの
- (2) 職員又は職員であった者の人事に関するもの
- (3) 公報、出版、報道等により公にされているもの
- (4) 一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（開示請求権）

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わっ

て前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することが

できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、

開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合

において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること

ができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該欠けている期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

- 第28条 保有個人情報の開示は、別表第1の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の種別に応じ、同表の右欄に定める方法（議会が保有する機器又は電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。
- 2 議長は、前項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により保有個人情報を開示する場合において、当該保有個人情報に開示しない部分があるとき、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。
 - 3 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合における当該交付する部数は、当該開示請求1件につき1部とする。
 - 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
 - 5 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出

をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合には、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の規定による閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第30条 第28条第1項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により行う保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 第28条第1項の規定により写しの交付の方法により保有個人情報の開示を行う場合には、別表第2の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の種別及び同表の中欄に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

3 開示請求者が保有個人情報の写しの送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

4 前2項の規定にかかわらず、議長は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの交付に係る第2項の手数料又は前項の費用を減額し、又は免除することができる。

5 第2項の手数料及び第3項の費用（次項において「手数料等」という。）は、保有個人情報の開示を受ける前に納付しなければならない。

6 既に納付した手数料等は、還付しない。ただし、議長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 訂正請求に係る手数料は、無料とする。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該欠けている期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところ

により、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞な

く、当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該欠けている期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会（鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第3号）第1条の鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会をいう。第50条において同じ。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示につい

て反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供

する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、組合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例の施行の際現に鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 号）附則第2条の規定による廃止前の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号。以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により議会が管理者に対して届け出ている事項（旧条例附則第3項に規定する従前の届出事項のうち、議会に関するものを含む。）のうち、第17条の2第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項に相当する事項（以下この項及び次項において「議会個人情報取扱事務届出事項」という。）については、第17条の2第1項の規定により議長に対し届出がされているものとみなし、当該議長に対し届出がされたものとみなされた議会個人情報取扱事務届出事項について、旧条例第6条第4項（旧条例附則第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により一般の閲覧に供されているものは、第17条の2第4項の規定により一般の閲覧に供されているものとみなす。

3 前項の規定により議長に対して届出がされているものとみなされる議会個人情報取扱事務届出事項について、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前に旧条例第6条第4項の規定による閲覧に供されていない場合には、議長は、施行日以後速やかに、

第17条の2第4項の規定により、当該議長に対して届出がされているものとみなされる議会個人情報取扱事務届出事項を一般の閲覧に供するものとする。

- 4 施行日以後に開始する個人情報取扱事務（第17条の2第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。）については、施行日前においても、同項の規定の例により、議長に届け出ることができる。
- 5 前項の規定による届出があった場合には、議長は、第17条の2第4項の規定の例により、当該届出があった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

別表第1（第28条関係）

保有個人情報記録されている公文書の種別	開示の方法
1 文書又は図画（フィルムを除く。）	閲覧
	写しの交付
2 図画（フィルムに限る。）	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧
	写しの交付
3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取
4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧
	写しの交付

別表第2（第30条関係）

保有個人情報記録されている公文書の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書又は図画（フィルムを除く。以下この項において同じ。）	(1) 複写機により用紙に複写したものの交付 (2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円

	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 図画（フィルムに限る。）	(1) 用紙に印刷したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円
	(2) 用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
3 電磁的記録（録音テープに記録されているもの若しくは音声ファイル又はビデオテープに記録されているもの若しくは動画ファイルを除く。）	(1) 用紙に出力したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	(3) 光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 100 円に当該電磁的記録 1 ファイルごとに 130 円を加えた額
	(4) 光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合す	光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径

	<p>る直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) 1枚につき120円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額</p>
--	--	--

備考

- 1 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写され、印刷され、又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。

議案第9号参考資料

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する 条例

(制定理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月からは、国、地方公共団体及び民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られ、全国的な共通ルールが適用されることとなったが、議会は適用対象外となっているため、法改正後も引き続き個人情報保護制度の適正運用を図ることができるよう、条例を制定しようとするもの。

(制定内容)

- 1 条例の目的、定義、議会の責務について規定した。(第1章関係)
- 2 議会における個人情報の適切な取扱いについて規定した。(第2章関係)
- 3 個人情報ファイル簿の作成及び公表並びに個人情報取扱事務の届出等について規定した。(第3章関係)
- 4 議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続き等について規定した(第4章関係)
- 5 議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、手数料等について規定した。(第4章第1節関係)
- 6 議会が保有する個人情報の内容が事実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定した。(第4章第2節関係)

- 7 議会が保有する個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、提供等されていると思料する場合に、利用停止を請求する権利・手続き、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、決定等の期限等について規定した。（第4章第3節関係）
- 8 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為にかかる審査請求手続き等について規定した。（第4章第4節関係）
- 9 分類等未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、審査会への諮問、条例の施行状況の公表等について規定した。（第5章関係）
- 10 職員、受託業務に従事している者等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等の罰則について規定した。（第6章関係）

（施行期日）

令和5年4月1日